

滋賀県立高等専門学校施設整備事業

付属資料3 エリアゾーニングのイメージ

■ 環境保全・共生エリア

- 既存緑地である「どんぐり広場」および「南側雑木林」(以下「どんぐり広場等」という。)は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教育の実践の場として活用する。

■ セミパブリックエリア

- セミパブリックエリアには、図書・交流拠点施設、食堂・売店および学生寮を計画する。
- 技術者育成・交流のハブ機能の中心となることから、本施設関係者以外の出入りを可能とする予定である。

■ プライベートエリア

- プライベートエリアには、校舎棟、実習工場、実験室棟および体育館を設置する。
- 原則として、学生や教職員などの本施設関係者のみが立ち入り、地域住民等の立入りは制限する。
- 校舎棟は国有地に整備予定のグラウンドとの位置関係に配慮すること。
- 正門、通学通用門、車両出入口を、周辺の道路交通状況へ支障を来さないよう考慮の上、東側前面道路に面して設置すること。

■ 留意事項

- 校舎棟など各施設は、本イメージ図に示す配置関係にて計画すること。
- 通学路が本イメージ図の位置に接続される予定であることから、通学通用門は、概ね記載の位置に設置すること。

